

長生村ホームページバナー広告掲載取扱要領

平成18年12月28日

訓令第5号

(目的)

第1条 この要領は、長生村（以下「村」という。）がインターネット上に公開している村の公式ホームページ（以下「村ホームページ」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「バナー広告」とは、村ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

(広告の種類及び範囲)

第3条 村ホームページに掲載する広告は、バナー広告とし、村の広報媒体としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであつて、その範囲は次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれがあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する業種に該当するもの
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又は反するおそれがあるもの
- (4) 政治活動及び宗教活動に関するもの
- (5) 社会問題、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (6) 消費者保護の観点から適切でないもの
- (7) 暴力団その他反社会的団体が関与するもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと村長が認めるもの

(広告の掲載数及び掲載位置)

第4条 広告の掲載数は、20枠とし、掲載位置は、村長が指定した場所とする。

(広告の規格)

第5条 広告の1枠当たりの規格は、次の各号に掲げる規格の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高さ 天地120ピクセル
- (2) 幅 左右300ピクセル
- (3) 容量 300キロバイト以内
- (4) データ形式 GIF形式又はJPEG形式

- 2 広告は、静止画像とし、アニメーションGIFを使用したもの、ループ等の画像は、使用してはならない。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、1枠当たり1箇月3,000円とし、消費税及び地方消費税を含むものとする。

- 2 国、地方公共団体及びその外郭団体等が非営利目的で広告を行う場合等又は村長が特別な理由があると認めたときは、広告掲載料を減額し、又は免除することができる。

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、月の初日から末日までの1箇月を単位とし、連続する掲載期間は、当該年度末までとする。

(広告掲載の募集)

第8条 広告掲載の募集は、村広報紙及び村ホームページにおいて行うものとする。ただし、応募者が募集掲載枠に満たない場合において、広告主となり得るものに対し、村が直接、広告掲載の案内をする場合はこの限りでない。

- 2 募集は、4月から翌年3月までの間に係る掲載枠について行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、長生村ホームページバナー広告掲載申込書（別記第1号様式）に広告原稿を添えて村長に申し込むものとする。この場合において、村税の滞納又は法令等の違反がある者については、申込者となることができない。

(広告掲載の決定)

第10条 村長は、前条の申込みがあつたときは、第3条に規定する基準に基づき、広告の可否を決定するものとする。

- 2 村長は、広告掲載の可否を決定したときは、長生村ホームページバナー広告掲載・不掲載決定通知書（別記第2号様式）により申込者へ通知するものとする。

- 3 村長は、申込者が第4条に規定する掲載数を超えるときは、次の順により決定するものとする。なお、同順位のものの中にあつては、掲載希望月数の多い者を優先するものとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公団、公益法人及びそれに類するものに係る
広告

- (2) 公共的性格のある私企業で、村内に事業所等を有するものに係る広告

- (3) 前号に掲げるもの以外の私企業又は自営業で村内に事業所等を有する

ものに係る広告

(4) その他掲載する広告として妥当であると村長が認めるものの広告

4 前3項に掲げるもののほか、申込者が第4条に規定する枠数を超えるときは、抽選により決定するものとする。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告主は、村長の指定する期日までに第6条第1項に規定する広告掲載料を納付しなければならない。

(広告原稿の作成)

第12条 広告原稿は、村が指定する方法により広告主の負担で作成するものとする。

(広告内容の責任)

第13条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとし、村は閲覧者の理解を図るため、あらかじめその旨を村のホームページ上に掲載することができる。

(広告主の届出義務)

第14条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、長生村ホームページバナー広告申込内容変更届（別記第3号様式）により、速やかに村長に届け出なければならない。

(1) 広告の掲載を取り下げるとき

(2) 広告を差し替えるとき

(3) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき

(4) 前3号に規定する場合のほか、長生村ホームページバナー広告掲載申込書の記載内容に変更があつたとき

(広告掲載の取消し)

第15条 村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手續を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき

(3) 広告内容が第3条各号のいずれかに該当することが判明したとき

(4) 広告主が前条に定める届出を怠つたとき

(5) 広告主から長生村ホームページバナー広告申込内容変更届により広告掲載を取り下げる旨の通知があつたとき

(6) 前各号に掲げるもののほか、村ホームページへの広告掲載が適切でないと村長が判断したとき

2 前項の規定により、掲載決定を取り消したときは、長生村ホームページバナー広告掲載決定取消通知書（別記第4号様式）により、当該広告主に通知するものとする。

（損害賠償請求）

第16条 前条第1項第3号に該当する事由により村が損害を被つた場合は、村長は広告主に対し損害賠償請求を行うことができる。

（広告掲載料の返還）

第17条 広告掲載が決定した後、専ら村の責めに帰する理由により、広告が掲載できなかつたときは、広告料を広告主に返還する。

（免責事項）

第18条 広告主は、次の事由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、広告掲載の停止による広告料金の返還、損害の補償等を村に請求しないものとする。

(1) 村のサーバー、ソフトウェア等の点検又は改良による停止

(2) 火災及び地震、水害、落雷等の天災、悪意を持つ第三者によるサーバーその他村のコンピュータへの不正アクセス並びに日本国内における戦争等の有事に起因するサーバー、通信回線等の事故又は障害による停止

2 村は、広告が掲載できなかつたことにより広告主に生じるいかなる損害についても、広告掲載料の返還以外の責めを負わないものとする。

（委任）

第19条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、村長が定める。

別 記

第 1 号様式(第 9 条関係)

長生村ホームページバナー広告掲載申込書

年 月 日

長生村長 様

住 所
会社・団体名
代表者名

長生村ホームページに広告を掲載したいので、下記のとおり長生村ホームページバナー広告掲載取扱要領第 9 条の規定により、広告原稿を添えて申し込みます。なお、申請に当たり、私の納税状況を調査し、及びその納税状況を確認することについて同意します。

記

- 1 掲載希望期間 年 月から 年 月まで
(箇月間)
- 2 業種
- 3 リンク先 URL
- 4 連絡先 (1) 担当者部署・氏名
(2) TEL
(3) FAX
(4) Eメール

第2号様式(第10条関係)

長生村ホームページバナー広告掲載・不掲載決定通知書

長総第 号
年 月 日

様

長生村長

年 月 日付で申込みのありました長生村ホームページバナー広告の掲載について下記のとおり決定いたしましたので、長生村ホームページバナー広告掲載取扱要領第10条第2項の規定により通知します。

記

1 掲載する

(1) 掲載期間 年 月から 年 月まで
(箇月間)

(2) 掲載料 円
(5,000円/月× 箇月)

2 掲載しない
理由

(注) この決定に不服がある場合には、行政不服審査法第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に村長に対して審査請求をすることができます。

第3号様式（第14条関係）

長生村ホームページバナー広告申込内容変更届

年 月 日

長生村長 様

住所
会社・団体名
代表者名

年 月 日付長総第 号にて決定のありました長生村
ホームページバナー広告掲載につきまして、申込み内容が下記のとおり変更
となりますので、長生村ホームページバナー広告掲載取扱要領第14条の規
定により届け出ます。

記

※変更区分 にチェック	区 分	
☐	バナー広告からの リンク先アドレス	
☐	バナー広告の内容	
☐	掲載希望期間	☐ 掲載希望期間の変更 年 月から 年 月まで ☐ 広告掲載の取下げ 取下げ希望日 : 年 月 日 備考 : 内容 :
☐	その他	

第4号様式（第15条関係）

長生村ホームページバナー広告掲載決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

長生村長

年 月 日付で決定しました長生村ホームページバナー広告の掲載につきましては、下記の理由により決定を取り消しましたので、長生村ホームページバナー広告掲載取扱要領第15条第2項の規定により通知します。

記

- ☐ 長生村ホームページバナー広告掲載取扱要領第15条第1項第1号該当理由
- ☐ 長生村ホームページバナー広告掲載取扱要領第15条第1項第2号該当理由
- ☐ 長生村ホームページバナー広告掲載取扱要領第15条第1項第3号該当理由
- ☐ 長生村ホームページバナー広告掲載取扱要領第15条第1項第4号該当理由
- ☐ 長生村ホームページバナー広告掲載取扱要領第15条第1項第5号該当理由
- ☐ 長生村ホームページバナー広告掲載取扱要領第15条第1項第6号該当理由

（注） この決定に不服がある場合には、行政不服審査法第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に村長に対して異議申し立てをすることができます。

別記第 1 号様式（第 9 条関係）

第 2 号様式（第 1 0 条関係）

第 3 号様式（第 1 4 条関係）

第 4 号様式（第 1 5 条関係）